

# 京都府における地球温暖化対策条例（仮称）のあり方について〔論点整理〕

## — 京都府環境審議会企画部会温暖化対策条例検討専門委員会 —

### 1 条例制定の背景と目的

#### ＜条例化＞

- ・環境は、あらゆる生命の母胎であり、存続の基盤である。
- ・しかし、人類の活動は地球全体の環境に影響を及ぼす規模にまで拡大し、将来の世代への影響が懸念されている。
- ・地球温暖化の防止は、人類共通の緊急の課題であり、今を生きる我々の使命である。
- ・大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から脱却し、持続可能な社会の実現を図らなければならない。
- ・京都府は、府域の75%を森林が占めるなど、豊かな自然に恵まれ、また、自然と共生しながら、各地域で特色ある伝統や文化をはぐくみ、独自の環境を形成してきた。
- ・また、「もったいない」や「ほんまもん」という言葉に代表される、よいものを大切に長く使う生活文化を継承し、実践してきた。
- ・京都議定書が採択された地である京都府は、議定書が発効した今こそ、温室効果ガスを大幅に削減できる脱温暖化社会の実現に先導的役割を果たすとともに、こうした取組を通じて国際社会における地球環境の保全にも大いに貢献していかなければならない。
- ・このような認識の下に、実効性のある地球温暖化の防止に向けて、府、事業者、府民、観光旅行者その他の滞在者及び環境保全活動団体が、それぞれの責任と役割を更に発揮するとともに、参加と協働による連携した取組を一層促進していくため、条例を制定するものである。

### 2 条例の目標及び達成手段

#### (1) 温室効果ガス排出量の現状

- ・京都府内の温室効果ガス排出量は、2002（平成14）年度で〇〇〇〇t-CO<sub>2</sub>と基準年度（1990（平成2）年度）比で、約〇〇%増加（減少）。
- ・部門別排出量は、産業部門からの排出が〇〇%、運輸部門は〇〇%、民生・家庭部門は〇〇%となっている。2002年度の状況は、・・・
- ・全国と比較すると、京都府の場合、〇〇部門の割合が低く、〇〇部門の割合が高くなっている。
- ・また、一人当たりの排出量は、1990年度に1.59t-CO<sub>2</sub>、2002年度には〇〇t-CO<sub>2</sub>にまで増加（減少）、これを全国の値と比較すると〇〇となっている。

<グラフ>

## (2) 温室効果ガス削減・吸収の数値目標

<条例化> ————  
温室効果ガスの排出総量を2010年度において1990年度に比べて〇〇%削減。

<条例化> ————  
部門別（産業、運輸、民生（家庭・業務））の削減目標は、地球温暖化対策推進計画で定める。

<条例化> ————  
1990年度の温室効果ガスの総排出量の〇〇%相当量の吸収能力をもつ森林吸収源の確保をめざす。

<グラフ>

## (3) 達成手段

温室効果ガスの排出の抑制や吸収作用の保全・強化その他の地球温暖化の防止を図るための施策・取組（地球温暖化対策）を推進することにより、削減目標を達成。

### 3 地球温暖化対策推進計画の策定等

#### (1) 地球温暖化対策推進計画の策定

＜条例化＞

府は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの排出量の削減目標、地球温暖化対策に関する基本方針等を定めた地球温暖化対策推進計画を策定。

#### (2) 地球温暖化対策指針の策定

＜条例化＞

府は、事業活動、建築物の新築等及び自動車等の使用（何れも一定規模以上のものに限る。）に係る地球温暖化対策を推進するための指針を策定。

#### (3) 年次報告

＜条例化＞

府は、府内における温室効果ガスの総排出量や分野ごとの排出量、地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況及びその評価について、毎年度、報告書を作成し、公表。

### 4 地球温暖化対策（分野別）

#### (1) 事業活動に伴う地球温暖化対策

##### ア 現状

- ・ 産業部門における温室効果ガス排出量は、2002年度は1990年度比で約〇〇%の増加（減少）。
- ・ ここ数年〇〇の傾向にあり、府内全体の〇〇%を占める。
- ・ これは、〇〇が主な要因。

##### イ 課題

- ・ 事業活動に伴う温室効果ガス排出量を削減するためには、事業者自らが温室効果ガスの排出量を把握し、削減対策を着実に積み重ねていくことが重要であることから、環境経営の基礎となる環境マネジメントシステムの導入や、環境報告書の作成・公表、企業の社会的責任（CSR）を誘導していくことが必要。
- ・ 特に、温室効果ガスの排出量の多い事業所（大規模事業所）に対しては、温室効果ガス排出量や削減計画の報告・公表制度の導入を通じた自主的取組の促進（競争的環境や衆人環視の仕組みづくり）や、温暖化対策に積極的に取り組む事業者が社会で適正に評価され、経済的利益につながる仕組みづくり（インセンティブ）が必要。

## ウ 対策

### ・事業所における省エネルギー対策の促進

＜条例化＞

Y 環境マネジメントシステム（ISO14001、KES）の導入＜努力義務＞  
環境報告書の作成・公表＜努力義務＞

＜支援施策＞

Y 環境マネジメントシステム講習の実施、情報提供 等

＜支援施策＞

Y 省エネ診断、ESCO診断の普及 等

### ・事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減の仕組みづくり

＜条例化＞

事業所における温室効果ガス排出量の把握や排出の抑制等地球温暖化対策の推進＜努力義務＞

＜条例化＞

大規模事業者（エネルギー使用）に対する温室効果ガス排出量の報告、削減計画の作成、提出、公表＜義務化＞

＜支援施策＞

温室効果ガス削減計画の達成状況の公表（客観的評価によるランク付け）、優良な事業所に対する顕彰制度の充実 等

＜支援施策＞

自主参加型排出量取引制度の活用 等

## (2) 建築物に係る地球温暖化対策

### ア 現状

- ・業務部門における温室効果ガス排出量は、2002年度は1990年度比で約〇〇%の増加（減少）。
- ・ここ数年〇〇傾向にあり、京都府全体の〇〇%を占める。
- ・これは、〇〇が主な要因。

### イ 課題

- ・業務部門の温室効果ガス排出量を削減するためには、業務用建築物を中心に断熱や設備の省エネルギー化など、建築物の環境性能を向上していくことが必要。

- ・特に、大規模な新增築建築物に対する省エネルギー性能の向上や、地球温暖化防止の視点にヒートアイランド対策を組み込んだ屋上等の緑化や自然エネルギー利用の促進、さらに省エネルギー性能が高いマンションや貸ビル、住宅等の建築物が市場で評価・支持される仕組みづくり（情報提供）が必要。

## ウ 対策

### ・建築物の環境配慮の促進

＜条例化＞  
建築物の新增築時における省エネルギー性能の向上＜努力義務＞

＜条例化＞  
建築物の緑化の推進＜努力義務＞

### ・建築物の省エネルギー性能を向上させる仕組みづくり

＜条例化＞  
大規模建築物（延床面積）に対する温室効果ガス排出量削減計画の作成、提出、公表＜義務化＞

＜条例化＞  
大規模建築物（建築面積）に対する屋上等の緑化又は自然エネルギーの利用＜義務化＞

＜条例化＞  
住宅メーカー等に対する省エネルギー性能の高い建築物の提供＜努力義務＞

＜支援施策＞  
建築物の屋上等の緑化や自然エネルギー導入に対する助成制度の検討 等

### ・建築物の環境情報の提供

＜条例化＞  
宅地建物取引業者に対する建築物を購入（貸借）しようとする者への環境情報の提供・説明＜努力義務＞

＜支援施策＞  
省エネルギー性能の高い建築物や府内産木材を使用した住宅に対する優遇制度の充実 等

＜支援施策＞

建築物（マンション、貸ビル、住宅等）の省エネルギー性能の評価・認証・表示など情報提供の仕組みづくりの検討 等

### (3) 自動車交通に係る地球温暖化対策

#### ア 現状

- ・自動車（運輸部門）からの温室効果ガス排出量は、2002年度は1990年度比で約〇〇%の増加（減少）。
- ・ここ数年〇〇傾向にあり、京都府全体の約〇〇%を占める。
- ・これは、〇〇が主な要因。

#### イ 課題

- ・自動車交通対策としては、公共交通機関への利用転換や自動車の使用抑制、エコドライブの推進、アイドリング・ストップの徹底、低公害車の使用促進、さらに、環境的に持続可能な交通システム（EST）や交通需要マネジメント（TDM）施策を推進することが必要。
- ・特に大規模な運輸事業者等に対する自動車の環境管理（走行距離や燃料使用量の抑制等）や、低公害車の選択（購入）を促進する適切な情報提供の仕組みづくりによる省エネルギー対策の一層の強化が必要。

#### ウ 対策

- ・自動車等の使用に伴う温室効果ガス排出の削減

＜条例化＞

自動車の使用抑制、公共交通機関への利用転換、自転車の利用の促進、徒歩の励行＜努力義務＞

＜条例化＞

エコドライブの推進（合理的な使用、適正な整備及び運転等）＜努力義務＞

＜条例化＞

アイドリングストップの徹底＜義務化＞

※対象者：運転者、事業者、大規模駐車場設置（管理）者 等

＜支援施策＞

環境的に持続可能な交通システム（EST）や交通需要マネジメント（TDM）の推進（パーク・アンド・ライド等） 等

＜支援施策＞

エコドライブ講習の強化・充実（自動車運転免許更新時等） 等

・大規模運輸事業者等に対する温室効果ガス排出量の削減の仕組みづくり

＜条例化＞  
大規模運輸事業者等に対する温室効果ガス排出量削減計画の作成、提出、公表＜義務化＞

＜条例化＞  
大規模運輸事業者等に対するエコドライブ推進員の配置＜義務化＞

＜条例化＞  
運輸事業者等に対する配送の共同化等物流の効率化の推進＜努力義務＞

＜支援施策＞  
エコドライブ推進員の人材育成、認証制度の創設 等

・自動車（低公害車）の環境情報の提供

＜条例化＞  
自動車販売店に対する自動車に関する環境情報の提供や購入者への説明  
＜義務化＞

＜条例化＞  
自動車の環境情報を店頭等において適切に説明することができる者（エコカーマイスター）の配置＜義務化＞

＜支援施策＞  
エコカーマイスターの人材育成、認証制度の創設 等

・低公害車の普及促進

＜条例化＞  
低公害車の購入や使用の促進＜努力義務＞

＜条例化＞  
大規模事業者（自動車使用者）に対する一定割合以上の低公害車の購入、使用＜義務化＞

＜条例化＞  
自動車販売店に対する低公害車の販売実績の報告  
＜知事が求めた場合、義務＞

＜支援施策＞  
低公害車に関する情報提供（低公害車フェアの開催等） 等

#### (4) 電気機器等に係る地球温暖化対策

##### ア 現状

- ・家庭における温室効果ガス排出量は、2002年度は1990年度比で約〇〇%増加（減少）。
- ・ここ数年〇〇傾向にあり、また、府内全体の〇〇%を占めるなど、全国と比較して〇〇。
- ・これは、〇〇が主な要因。

##### イ 課題

- ・家庭における温室効果ガス排出量を削減するためには、府民（消費者）自らも温室効果ガスの排出者であることを自覚し、自主的・継続的に取り組む省エネルギー型のライフスタイルへと転換していくことが必要。
- ・府民（消費者）への普及啓発、環境教育・環境学習の一層の推進に加え、特に、家庭部門は、電力使用による排出割合が約〇割を占めることから、省エネルギー型電気機器等（温室効果ガスの排出量が比較的少ない電気機器、ガス器具等）の普及を促進することが必要。

##### ウ 対策

- ・省エネルギー型のライフスタイルへの誘導

＜条例化＞  
家庭における温室効果ガス排出量（電気やガス等のエネルギーの使用量）の把握や排出の抑制等地球温暖化対策の推進＜努力義務＞

＜条例化＞  
電気機器等の適正な使用等の省エネルギーの推進＜努力義務＞

＜条例化＞  
省エネルギー型電気機器等の優先的な使用（購入）の推進＜努力義務＞

＜支援施策＞  
インターネット環境家計簿の普及、省エネ診断の実施 等

- ・省エネルギー型の製品やサービスの普及

＜条例化＞  
事業者に対する省エネルギーの製品やサービスの提供＜努力義務＞



・消費者への省エネルギー型電気機器等の選択を誘導する適切な情報提供

＜条例化＞

家電販売店等に対するエアコンや冷蔵庫など、エネルギー消費量の多い電気機器への省エネ性能の表示や店頭における消費者への説明＜義務化＞

＜条例化＞

省エネ性能を店頭等において適切に説明することができる者（省エネマイスター）の配置＜義務化＞

＜支援施策＞

省エネラベリング制度（京都省エネラベル協議会）の普及  
※省エネラベリング：消費者が電気機器等を購入する際に、製品の省エネルギー性能や使用時の電気代（ライフサイクルコスト）、製品間の比較等が容易にできる情報提供のツール

＜支援施策＞

省エネマイスターの人材育成、認証制度の創設 等

## (5) グリーン購入の促進等

### ア 趣 旨

- ・グリーン購入は、消費行動を通じて、企業に環境負荷の少ない製品等の開発を促し、持続可能な社会へと変革する基盤。
- ・府民等は、グリーン購入を通じて、環境保全に積極的に取り組む企業を応援・育成していく重要な役割。

※「グリーン購入」：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

### イ 課 題

- ・京都グリーン購入ネットワークの活動を中心に、グリーン購入の取組を更に促進するとともに、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R運動による廃棄物の減量化の取組を府民ぐるみで展開していくことが必要。

### ウ 対 策

・グリーン購入の促進

＜条例化＞

府民等によるグリーン購入（環境物品等の購入）の促進＜努力義務＞

・廃棄物の減量化等の促進

＜条例化＞  
府民等による廃棄物の排出の抑制、再使用、再生利用による減量化の促進  
＜努力義務＞

(6) 自然エネルギーの利用促進による地球温暖化対策

ア 趣 旨

- ・自然エネルギーは、石油依存度を低下させる石油代替エネルギーであるとともに、環境に与える負荷が小さく、資源制限が少ないエネルギーとして、地球温暖化対策を推進する上で大きな効果。

※自然エネルギー：太陽光、太陽熱、風力、バイオマス等を利用するエネルギー

イ 課 題

- ・地域の資源や特性を活かした自然エネルギーの一層の導入促進や、電気事業者による自然エネルギー等の利用の強化が必要。

ウ 対 策

・自然エネルギーの利用促進

＜条例化＞  
事業活動や日常生活における自然エネルギーの優先的な利用＜努力義務＞

＜条例化＞  
電気事業者に対する自然エネルギーによる発電や自然エネルギーで発電された電力の買い取りの強化＜努力義務＞

＜支援施策＞  
自然エネルギー導入の情報提供、助成制度の充実 等

(7) 環境教育・環境学習の推進

ア 趣 旨

- ・環境教育・環境学習は、地球温暖化防止をはじめ、循環型社会の形成や自然との共生など、今日の環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくための基盤。

イ 課 題

- ・環境教育・環境学習は、子供から高齢者まで幅広い世代を対象に、学校や職場、地域、家庭などあらゆる場における多様な主体の参加と協働による連携した取組が必要。

## ウ 対 策

### ・環境教育・環境学習の推進

＜条例化＞

府による府民等に対する地球温暖化の防止等に関する理解を深めるための環境教育・環境学習の推進

＜条例化＞

事業者による従業員に対する環境教育の推進＜努力義務＞

＜条例化＞

大学や短期大学、専修学校における学生に対する環境生活指導＜努力義務＞

### ・京都地球環境の日の制定

＜条例化＞

地球温暖化防止についての府民等の関心や理解、行動を促進するため、京都議定書が発効した2月16日を京都地球環境の日として制定

## (8) 森林吸収源対策

### ア 趣 旨

- ・緑の象徴である森林環境の保全・整備は、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化対策の推進に寄与するとともに、子供たちの豊かな未来を育む世代を越えた社会基盤。

### イ 課 題

- ・林業経営者等の取組だけでは豊かな森林環境を次の世代に引き継いでいくことが困難な状況であることから、京都の森林環境を府民ぐるみで守り育てる取組を展開していくことが必要。

## ウ 対 策

### ・府民ぐるみでの森林環境の適切な保全・整備

＜条例化＞

森林の適切な保全や整備の推進による温室効果ガスの吸収を図るための施策の実施（「緑の公共事業アクションプラン」の推進等）

＜支援施策＞

温暖化防止モデル林の認証制度の充実  
府内産木材・バイオマスの利用促進 等

## (9) 国際環境協力の推進

### ア 趣 旨

- ・地球温暖化防止は、一国のみでは解決できないグローバルな課題であり、府内の大学や産業界、行政等における地球温暖化防止をはじめとする経験やノウハウ・技術等を活かし、友好提携省州（中国陝西省等）を中心に、国際的な環境保全の取組に積極的に貢献・協力。

### イ 課 題

- ・京都議定書誕生の地にふさわしい国際社会での取組を府民ぐるみで推進することが必要。

### ウ 対 策

- ・府民ぐるみでの国際環境協力の推進

#### ＜条例化＞

府民等と連携した地球温暖化防止に関する技術の移転、研修の実施、情報の提供等国際協力を推進するための施策の実施

- ・海外での植樹協力事業の実施

#### ＜支援施策＞

府友好提携省州（中国陝西省等）での植樹協力事業の実施 等

## (10) 環境産業の育成

### ア 趣 旨

- ・環境と経済の関係をトレードオフの関係ではなく、環境保全の取組を経済発展の新たな基盤として捉え、環境が良くなれば経済も発展する環境と経済が好循環する社会システムを構築。

### イ 課 題

- ・府内の大学や産業界等における地球温暖化防止等に関する世界水準の知見や高度な環境関連技術の集積を活かし、産学公連携の一層の促進による技術革新の振興や環境産業の育成が必要。

### ウ 対 策

- ・環境産業の育成等

#### ＜条例化＞

温暖化防止に貢献する環境技術の開発支援や環境産業の育成支援 等

## 5 府による地球温暖化対策

### (1) 取組の基本

＜条例化＞

府のすべての政策、施策、事務・事業について、PDCAサイクルの全過程において地球温暖化を防止する観点からの点検等の取組を推進

### (2) 地球温暖化防止に関する府の施策

＜条例化＞

4に掲げる地球温暖化対策に係る施策を推進するとともに、これに必要な助成等の措置を実施

### (3) 府の事務・事業における取組

＜条例化＞

府の事務・事業においても、地球温暖化対策推進法に定める実行計画に基づき、率先して地球温暖化対策を推進

## 6 条例の推進方策

### (1) 推進体制の整備

- ・地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための体制整備

＜条例化＞

地球温暖化対策推進本部の設置

- ・地球温暖化防止活動推進センターを核とした連携・協働の推進

＜条例化＞

地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会、環境保全活動団体等の相互の連携や協働の推進

### (2) 施策の評価及び見直し

- ・施策の評価及び見直し

＜条例化＞

定期的に条例の実施状況について評価・見直しを行うとともに、評価・見直しを行う体制の整備

## ・ 条例の見直し

### ＜条例化＞

条例の施行状況や地球温暖化対策に係る技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を踏まえた条例の定期的見直し（おおむね〇年ごと）

## **(3) 各主体の責務・役割の明記**

- ・ 地球温暖化対策は、行政、事業者、府民、環境保全活動団体、また、観光都市京都の特徴として観光旅行者その他の滞在者を含め、各主体が、それぞれの責任と役割を果たす必要があることから、条例においては、各主体の責務・役割を明確にし、明記することが必要。

## **7 その他の留意事項**

### **(1) 政策統合の推進**

- ・ 地球温暖化対策を実効あるものとしていくためには、条例による規制的手法に加え、自主的手法、情報的手法、経済的手法など多様な政策手段を有効に活用することが必要であり、条例による規制措置と地球温暖化対策プランによる支援施策（インセンティブ）との政策統合（ポリシーミックス）による効果的な対策の推進が必要。

### **(2) 対象規模以下の事業者に対する取組の促進**

- ・ 条例での義務化対象規模以下の事業者に対する取組を促進するため、例えば、事業活動に伴う温室効果ガス削減計画報告・公表制度について、義務化対象規模以下の事業者の自主（オープン）参加を可能にし、義務化対象となる大規模事業者と同様に社会や市場で公表・評価される競争的環境を提供することにより、意欲的な中小企業の自主的・主体的な取組を誘導していくことが必要。
- ・ また、地球温暖化対策に意欲的に取り組む中小企業に対しては、技術・経営面からの支援が必要。

### **(3) 条例の効果的・効率的な運用**

- ・ 現在、国においては、省エネルギー法の改正作業が進められており、また、京都市が同様の条例を既に施行していることから、事業者の利便性等を踏まえ、これら国等の制度との整合や府内市町村の取組との連携に努めることが必要。